

三木町告示第83号

三木町死者の情報の開示手続に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第24号

三木町死者の情報の開示手続に関する要綱の一部を改正する要綱

三木町死者の情報の開示手続に関する要綱（令和5年三木町要綱第29号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を「マイナンバーカード」に、「健康保険被保険者証」を「健康保険資格確認書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の三木町死者の情報の開示手続に関する要綱の規定に基づいて提出されている書類は、この要綱による改正後の三木町死者の情報の開示手続に関する要綱の規定に基づいて提出された書類とみなす。